平成２５年（再イ）第３６号

兵庫県伊丹市荻野２丁目38番地　荻野ホワイトハイツ401号

再生債務者　大城　　優

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月11日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第４８号

兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目57番地の２

再生債務者　仲西　謹男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月11日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第６０号

新潟市秋葉区小戸上組346番地３

再生債務者　西脇　政樹

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年３月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年６月11日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１号

熊本市東区戸島６丁目25番１号

再生債務者　大津　千佳

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年６月９日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

青森県三戸郡三戸町大字同心町字上川原１番地

再生債務者　栃木　一恵

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月８日から平成26年７月22日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下170番地１クローブスクエアＣ203号

再生債務者　福﨑　純子

1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月９日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月23日から平成26年８月６日まで

高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（再ロ）第１号

京都府舞鶴市字女布64番地76

再生債務者　梅岡　真城

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月11日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月22日まで

京都地方裁判所舞鶴支部

平成２６年（再ロ）第１７号

大阪市生野区中川２丁目14番７号

再生債務者　益山　英明

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年７月11日まで

4　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月30日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

福島県南会津郡下郷町大字中山字上平25番地

再生債務者　星　　貴人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月11日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継しして存続しし乙は解散することにいたしましたのでで公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載紙の日付　平成二十六年四月十一日

掲載貢　七十二頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載紙の日付　平成二十六年四月十一日

掲載貢　七十二頁（号外第八十二号）

平成二十六年六月十九日

東京都江東区深川一丁目一一番一二号

（甲）株式会社ゲーテンベルグ

代表取締役　北村　政幸

東京都江東区深川一丁目一一番一二号

（乙）ウチダタインフォメーションテクノロジー株式会社

代表取締役　朝倉　仁志

合併公告

左記組合は対等合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続しこは解散することにいたしました。効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十六日に終了しておりります。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださるよう中小企業等協同組合法の規定に基づき公告いたします。

平成二十六年六月十九日

新潟市中央区川岸町一丁目四七番地一

（甲）新潟県火災共済協同組合

代表理事　岩村　菖堂

新潟市中央区川岸町一丁目四七番地一

（乙）新潟県中小企業共済協同組合

代表理事　岩村　菖堂

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を継しして存続しこは解散することにいたしましたのでで公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十七日に終了しておりります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載紙の日付　平成二十六年四月十一日

掲載貢　七十二頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載紙の日付　平成二十六年四月十一日

掲載貢　七十二頁（号外第八十二号）

平成二十六年六月十九日

東京都江東区深川一丁目一一番一二号

（甲）株式会社ゲーテンベルグ

代表取締役　北村　政幸

東京都江東区深川一丁目一一番一二号

（乙）ウチダタインフォメーションテクノロジー株式会社

代表取締役　朝倉　仁志

合併公告

左記組合は対等合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続しこは解散することにいたしました。効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十六日に終了しておりります。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださるよう中小企業等協同組合法の規定に基づき公告いたします。

平成二十六年六月十九日

新潟市中央区川岸町一丁目四七番地一

（甲）新潟県火災共済協同組合

代表理事　岩村　菖堂

新潟市中央区川岸町一丁目四七番地一

（乙）新潟県中小企業共済協同組合

代表理事　岩村　菖堂

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を継しして存続しこは解散することにいたしましたのでで公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十七日に終了しておりります。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十九日

長野県長野市大字中御所字岡田一三二番一

○　（甲）長野県火災共済協同組合

代表理事　星沢　哲也

長野県長野市大字中御所字岡田一三二番一

○　（乙）長野県中小企業共済協同組合

代表理事　星沢　哲也

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を継しして存続しこは解散することにいたしましたのでで公告します。

合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は、平成二十六年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十九日

長崎県長崎市桜町四番一号

（甲）長崎県火災共済協同組合

代表理事　平石　稔

長崎県長崎市桜町四番一号

（乙）長崎県中小企業共済協同組合

代表理事　平石　稔

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十六年六月十九日

岐阜県加茂郡八百津町福地七二九番地の二

農事組合法人福地ハイランズ

理事　山田実知子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十九日

静岡市葵区安東三丁目二番一二一三号

合同会社だるま

代表社員　柚木　隆志